

令和7年度 会計年度任用職員（保健師）募集案内

1 採用職種、採用予定人数、職務内容及び勤務地

採用職種	保健師
採用予定人数	①月8日（1日6時間）勤務：1人 ②週5日（1日7時間）勤務：1人
職務内容	・健康づくり相談 ・成人検診等の各検診結果作成及び保健指導 ・パソコンによるデータ入力事務、電話・窓口対応
勤務地	柏市健康医療部健康増進課 （柏市柏下65-1 ウェルネス柏3階） 他

2 任期・勤務時間・社会保険等

【①月8日（1日6時間）勤務】

(1) 任期

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで（次年度予算が成立し当該事業が継続する場合、延長の可能性あり）

※1 任用（採用）開始日から1月（1月の勤務日が15日に満たない場合、15日に達する日まで）を条件付採用期間とし、勤務成績が良好ではない場合、当該期間内に免職となります。

※2 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに、新たな職が設置され、客観的な能力の実証を経て採用を決定するため、翌年度の採用を約束するものではありません。

(2) 勤務時間

ア 勤務時間 1日当たり6時間00分（時間外勤務：無）
（午前9時から午後4時まで、休憩時間：60分）

イ 勤務日 月曜日から金曜日までのうち、勤務表で定める日
※勤務日数は月8日程度

ウ 休日 日曜日・土曜日・祝日・年末年始

(3) 社会保険・雇用保険・労災保険

ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 無

イ 雇用保険の適用 無

ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 有

【②週5日（1日7時間）勤務】

(1) 任期

令和7年12月1日から令和8年3月31日まで（次年度予算が成立し当該事業が継続する場合、延長の可能性あり）

※1 任用（採用）開始日から1月（1月の勤務日が15日に満たない場合、15日に達する日まで）を条件付採用期間とし、勤務成績が良好ではない場合、当該期間内に免職となります。

※2 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに、新たな職が設置され、客観的な能力の実証を経て採用を決定するため、翌年度の採用を約束するものではありません。

(2) 勤務時間

ア 勤務時間 1日当たり7時間00分（時間外勤務：無）
（午前9時から午後5時まで、休憩時間：60分）

イ 勤務日 月曜日から金曜日まで

ウ 休日 日曜日・土曜日・祝日・年末年始

(3) 社会保険・雇用保険・労災保険

- ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 有
 イ 雇用保険の適用 有
 ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 有

3 報酬・勤務条件等

- (1) 報酬の時給単価：保健師 1, 770 円（令和 7 年 12 月 1 日以降は 1, 830 円）
 ※要件に該当する場合、通勤費のほか、時間外勤務、休日勤務等に相当する報酬を支給
 (2) 期末手当
 1 会計年度内（4 月から翌年 3 月まで）に 6 か月以上の任用期間がある場合は支給する。
 (3) 休暇
 年次有給休暇（当初の採用月の 6 月後の 1 日に付与）及び特別休暇（夏季休暇、忌引等）を付与する。
 (4) 服務
 地方公務員法の服務規定（守秘義務、職務専念義務等）が適用される。

4 受験（応募）資格

- (1) 保健師助産師看護師法に基づく保健師の免許を受けていること
 (2) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。
 ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない方
 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※ 年齢要件は、定めないものとする。

5 選考試験の実施日、実施場所、試験種目及び試験内容

試験日	令和 7 年 9 月以降随時	詳細は、受験申込者に別途通知する。
試験場所	健康増進課（ウェルネス柏 3 階）	
試験内容	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について、人物面から審査する。

6 申込（応募）方法

- (1) 申込方法
 申込みフォームから応募
<https://logoform.jp/form/Mx28/1168967>
 (2) 申込受付締切
 令和 7 年 10 月 31 日（金）まで



7 合格の決定及び採用

- (1) 合格の通知

令和 7 年 9 月以降に決定し、選考受験者に通知する。

(2) 採用（合格）の取消し

4 に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。